

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成21年5月21日

広島県西部総務事務所長 新 田 輝 樹
(広島県西部建設事務所)

県一般21第11号

1 調達内容

(1) 工事名

一般国道487号(警固屋音戸バイパス)橋梁整備工事（〔仮称〕第2音戸大橋上部工）

(2) 工事場所

呉市警固屋八丁目～呉市音戸町坪井一丁目

(3) 工事概要

鋼中路式ニールセンローゼ橋

橋長 L=292.0 メートル

幅員 W=14.0(26.2) メートル

工場製作工 1式(鋼重量4,740トン)

架設工 1式

(4) 工期（予定）

平成21年9月定例広島県議会の議決の日の翌日から平成25年3月15日まで（約42か月）

ただし、落札者の技術提案書に記載された全体工期の短縮日数分を短縮して、契約を締結する。

(5) 予定価格

6,260,769,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(6) 施工の方式

特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

(7) 工事実施形態

本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札工事の適用工事である。

(8) 契約後の技術提案

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける、契約後VE方式の適用工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

2 契約に関する事務の委任を受けた職員

広島県西部建設事務所長

3 特定共同企業体の構成に関する要件

- (1) 特定共同企業体の構成員数は、3者によるものとする。
なお、この3者に係る4(1)アの格付けの組合せは、A・A・Aとする。
- (2) 特定共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。
- (3) 構成員の出資比率の最小限度は、20パーセント以上とし、代表者の出資比率は、構成員中で最大とする。
- (4) 特定共同企業体を結成した構成員は、本件工事において他の共同企業体の構成員となることができないものとする。

4 入札参加資格

- (1) 特定共同企業体の構成員に共通の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- ア 平成20年広島県告示第761号（平成21年度及び平成22年度において県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）によって、鋼橋上部工事についての入札参加資格の認定を受け、鋼構造物工事について格付けの等級がAに認定されている者であること。ただし、この公告の日において広島県の一般競争入札参加資格を認定されていない者であっても、資格告示の定めに従って一般競争入札参加資格の認定を申請している場合は、開札の時までに当該一般競争入札参加資格の認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。
- イ 年間平均完成工事高（上記アの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。）の構成員全員の総額が上記1(5)に掲げる予定価格以上であること。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による鋼構造物工事についての特定建設業の許可を受けている者であること（平成21年5月21日現在において、5年以上の期間継続して許可を受けていること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、特定建設業許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に取り扱うことができるものとする。また、当該許可が失効した場合又は当該許可が取り消されたことがある場合は、それ以前の許可期間は通算しない。）。
- エ 本件工事に係る設計業務等の受託者以外の者であって、かつ、当該受託者と資本及び人事面において次のいずれの関係にもない者であること。
- (ア) 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有する。
- (イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。
なお、本件工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。
- 株式会社ヒロコン
- オ 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、知事が別に定める手続に基づいて入札参加資格の再認定を受けている者を除

く。

(ア) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立て

(イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

カ この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置、下請制限措置又は低入札価格調査制度事務取扱要綱第 7 条第 8 項の規定に該当したことによる入札参加の制限措置の対象となっていない者であること。

キ この公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。

ク 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 のいずれにも該当しない者であること。

ケ 他の入札参加希望者（自らを構成員とする特定共同企業体の他の構成員を除く。以下同じ。）と次のいずれの関係にもない者であること。

(ア) 他の入札参加希望者の親会社（会社法〔平成 17 年法律第 86 号〕第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）

(イ) 他の入札参加希望者の子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）

(ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社

(エ) 役員又は管財人（会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者

(オ) その他他の入札参加希望者と上記(ア)から(エ)までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

(2) 特定共同企業体の代表者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たし、それに関する資料の提出ができる者であること。

ア 平成 9 年 4 月 1 日から平成 21 年 5 月 20 日までの間に完成検査を受けている次の種類の工事（公共工事等に限る。公共工事等とは、国又は地方公共団体、法人税法〔昭和 40 年法律第 34 号〕別表第 1 に掲げる公共法人〔地方公共団体を除く。〕その他これらに準ずる者が発注した工事をいう。以下同じ。）のいずれについても、元請人又は特定共同企業体の代表者（構成比率が 20 パーセント以上の者に限る。）として施工実績を有すること。

(ア) 鋼アーチ系道路橋を自社工場で製作し架設した工事

(イ) 支間長 200m 以上の鋼道路橋を自社工場で製作し架設した工事

(ウ) 鋼道路橋を一括架設(フローティングクレーン)した工事

ただし、(ア)～(ウ)は同一工事でなくてもよい。

イ 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。

- (ア) 資格告示に定める鋼構造物工事の区分で建設業法第15条第2号イに該当する者（1級土木施工管理技士等）であること。
- (イ) 上記ア(ア), (イ)及び(ウ)に掲げる種類の工事において、監理技術者又は主任技術者等（現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる場合を含む。）としての経験を有すること。ただし、ア(ア)の施工経験を有する技術者、ア(イ)の施工経験を有する技術者とア(ウ)の施工経験を有する技術者を別々の者とすることも認める。また、工場製作の施工経験を有する技術者と架設工事の施工経験を有する技術者を別々の者とすることも認める。

(3) 特定共同企業体の代表者以外の者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たし、それに関する資料の提出ができる者とする。

ア 平成9年4月1日から平成21年5月20日までの間に完成検査を受けている、鋼アーチ系道路橋を自社工場で製作し架設した工事（公共工事等に限る。）の元請人又は特定共同企業体の代表者若しくは構成員（構成比率が20パーセント以上のものに限る。）として施工実績を有すること。

イ 次に掲げる要件を満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。

- (ア) 資格告示に定める鋼構造物工事の区分で建設業法第15条第2号イに該当する者（1級土木施工管理技士等）であること。
- (イ) 上記アに掲げる種類の工事において、監理技術者又は主任技術者等（現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる場合を含む。）としての経験を有すること。ただし、工場製作の施工経験を有する技術者と架設工事の施工経験を有する技術者を別々の者とすることも認められる。

(4) 配置予定技術者の資格要件

上記(2)イ及び(3)イに掲げる本件工事の現場に専任で1人以上配置すべき監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

なお、これに準ずる者とは、次の者をいう。

- (ア) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
- (イ) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受け、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、監理技術者資格者証及び指定講習受講終了証を有する者

イ 入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

なお、恒常的な雇用関係とは、入札参加希望書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。

5 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者で、上記4(1)アの資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

なお、入札に参加するためには、開札時までに当該資格の認定を受けていなければならぬ。

- (2) 申請期間

平成21年5月21日（木）から平成21年6月5日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分までの間、随時受け付ける。

- (3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木局総務管理部建設産業課（広島県庁舎北館6階）

電話（082）513-3821（ダイヤルイン）

6 設計図書の閲覧

- (1) 閲覧期間

平成21年5月21日（木）から平成21年7月8日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで

- (2) 閲覧場所

〒737-0811 呉市西中央一丁目3番25号

広島県西部総務事務所呉支所 閲覧室

電話（0823）22-5400

- (3) 設計図書は、希望する者に対して次のとおり有料配布する。希望者は、設計図書有料配布申請書を財団法人広島県建設技術センターへ直接ファクシミリ、電子メール又は持参することにより申し込むこと。

ア 受付期間

平成21年5月21日（木）から平成21年5月27日（水）まで（土曜日及び日曜日

を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 受付場所

〒732-0037 広島市中区中町 8 番 18 号 クリスタルプラザ 11 階

財団法人広島県建設技術センター

電話 (082) 541-7878

ファクシミリ (082) 541-7188

電子メール tosho@hirocontech.or.jp

ウ 申請書

設計図書有料配付申請書は、財団法人広島県建設技術センターのホームページ (

<http://www.hirocontech.or.jp>) からダウンロードできる。

(4) 設計図書に関する質問

ア 質問の方法

設計図書に関する質問は、次によって書面により行うこと。

(ア) 受付期間

平成 21 年 5 月 21 日 (木) から平成 21 年 7 月 1 日 (水) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(イ) 受付場所

〒737-0811 呉市西中央一丁目 3 番 25 号

広島県西部総務事務所吳支所経理課

電話 (0823) 22-5400

(ウ) 質問書の提出方法

持参すること。

イ 質問に対する回答

質問書による回答書は、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間

平成 21 年 5 月 21 日 (木) から平成 21 年 7 月 8 日 (水) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(イ) 閲覧場所

上記(2)の場所

7 入札手続等

(1) 入札参加希望書等の提出等

本件の一般競争入札に参加を希望する特定共同企業体の代表者は、次により入札参加希望書等を提出するとともに、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書類等を提出し、特定共同企業体としての入札参加資格の認定を受けなければならない。

ア 提出期間

平成 21 年 5 月 21 日 (木) から平成 21 年 6 月 5 日 (金) まで (土曜日及び日曜日

を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 提出場所

〒737-0811 呉市西中央一丁目 3 番 25 号

広島県西部総務事務所呉支所経理課

電話 (0823) 22-5400

ウ 提出方法

持参すること。

エ 提出書類の配布方法

入札参加希望書等及び特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書類等の用紙は、上記アの期間に 9 の場所で配布する。

オ 入札参加資格の審査結果の通知

特定共同企業体としての入札参加資格の認定又は不認定の結果は、平成 21 年 6 月 19 日（金）までに、特定共同企業体の代表者に対して通知する。

カ 入札参加希望書等について

(ア) 入札参加希望書等及び特定共同企業体としての入札参加資格審査申請書類等は、提出者に無断で使用しない。

(イ) 入札参加希望者等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加させない。

また、後日指名除外措置を行うことがある。

キ 配置予定技術者に関する記載等について

(ア) 配置予定技術者は契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。

なお、入札参加希望書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（代表構成員以外については 3 人を限度とする。）を記載することができる。

(イ) 入札参加希望書を提出するときにおいて他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り記載を認めるものとする。

a 従事中の工事の契約工期の終期が入札日の前日までの場合

b 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、完成検査が入札参加希望書提出の日の前日までに終了している場合

c 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、完成検査が入札日の前日までに行われることが決定している場合

(ウ) 入札参加希望書を提出するときにおいて配置予定技術者が他の工事に従事中であるときは、その工事の工期が延伸され、又は完成検査が延期された場合には、その理由を問わず、直ちに入札参加希望書を取り下げ、又は入札を辞退しなければならない。ただし、複数の配置予定技術者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合を除く。

(イ) 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、その理由を問わず、配置予定技術者の変更、差換え等は認めない。

(オ) 工期の延伸等によって配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札をした者については、後日指名除外措置を行うことがある。

(カ) 落札後、工事の施工に当たって、入札参加希望書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 21 年 7 月 9 日 (木) 午前 9 時 30 分

イ 場所

呉市西中央一丁目 3 番 25 号

広島県西部総務事務所呉支所入札室

(3) 郵送等による入札

ア 提出期限

平成 21 年 7 月 8 日 (水) 午後 4 時 30 分までに必着とする。

イ 提出場所

〒737-0811 呉市西中央一丁目 3 番 25 号

広島県西部総務事務所呉支所経理課

ウ 提出方法

書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）

第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る（以下「郵送等」という。）。

(4) 工事費内訳書の提出

ア 入札参加者は、入札の際に工事費内訳書を提出しなければならない（提出しない者は、入札に参加させない。）。

イ 工事費内訳書には、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は指定しない。

ウ 提出された工事費内訳書が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。

(ア) 記名押印がない場合

(イ) 工事名に誤りがある場合

(ウ) 本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合

(エ) 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合

エ 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。

オ 提出された工事費内訳書は、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する場合があるとともに、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示の対象となる。

カ 工事費内訳書は、返却しないものとする。

キ 郵送等による入札の場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて送付すること。

(5) 技術資料の提出

ア 入札参加者は、入札の際に技術資料を提出しなければならない。

イ 提出する技術資料及びその内容は、別紙総合評価方式による一般競争入札（事前審査型）公告共通事項（特定政令適用）4による。

ウ 技術資料を入札時に提出されない場合、提出された技術資料に必要事項が記載されていない場合又は求めた内容と異なるなど不適切な記載がされていた場合は、入札を無効とする。

エ 提出する技術資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る建設工事等の名称及び入札日を記載した封筒に封入して提出すること。

なお、技術資料の様式は、入札参加希望書提出時に配布する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

請負代金額の10分の1を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札その他広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本工事は、入札時に本工事に関する技術資料を受け付け、広島県契約規則第19条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内であり、かつ価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者（以下「評価値の最も高い者」という。）を落札

者とする。（いわゆる「総合評価方式」による落札者の決定）

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定によって、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札をした他の者のうち、最高の評価値をもつて入札した者を落札者とすることがある（「低入札価格調査制度」の対象工事である。）。

(7) 低入札価格調査制度に基づき低価格入札者を落札者とした場合の措置

あらかじめ定めた調査基準価格を下回る価格で入札し、低入札価格調査を受けて落札者とされた者と契約するときは、次のとおり取り扱う。

ア 建設工事請負契約約款第41条第2項に定める瑕疵の補修又は損害賠償の請求ができる期間（瑕疵担保責任の存続期間）について、「引渡しを受けた日から2年（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあっては、1年）以内」を特例によって「引渡しを受けた日から4年（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあっては、2年）以内」とする。

イ 上記(3)にかかわらず、契約保証金の金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

ウ 建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第54条第1項の規定による契約の解除（請負人の債務不履行等による契約解除）が行われた場合に請負人が支払うべき違約金は、請負代金額の10分の3とする。

エ 適正な施工体制の確保の観点から、請負者は、建設業法第26条第2項に規定する監理技術者とは別に、同等程度の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置しなければならないものとする。

オ 低入札価格調査制度事務取扱要綱第7条第8項の規定による調査（「重点調査」）の対象になった者を落札者とし、同者と契約を締結する場合、請負人が前払金の支払を請求できる限度は、請負代金額の10分の2とする。

カ 低入札価格調査制度事務取扱要綱第7条第8項の規定による重点調査の対象になった者を落札者として請負契約を締結する場合であつて、その者（特定共同企業体を対象に入札を行う場合にあっては、入札に参加する特定共同企業体の構成員）が平成21・22年度広島県建設工事入札参加資格者名簿における鋼構造物工事の平均工事成績が78点以下（平成16年11月1日から平成20年10月31日までの間に、竣工検査に合格した広島県発注工事の元請施工実績がない場合は、平均工事成績が上記に掲げる点数を超えているものとみなす。）であるときは、当該工事が完了するまでの間、その者の広島県が発注する建設工事等の入札への参加を認めないこととする。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 広島県議会の議決

本件工事の請負契約を締結するには、広島県議会の議決を要する。

(10) 電子納品

ア 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、広島県電子納品実施要領〔工事編〕平成21年5月（以下「要領」という。）に基づいて作成されたものを指す。

イ 工事完成図書は、要領に基づいて作成した電子データを電子媒体で3部提出する。

要領で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、要領の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、紙による工事完成図書の提出は監督員と協議の上、決定する。

(11) 契約後の技術提案

ア 工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について発注者に提案することができる。提案を採用する場合には、契約変更をおこなうものとする。詳細は特記仕様書による。（契約後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式）

イ VE提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

ウ 広島県がVE提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない場合においても、VE提案を行った請負人の責任が否定されるものではない。

(12) 技術資料のヒアリング

必要に応じて行う。

(13) その他

ア 前各項に掲げるもののほか、別紙総合評価方式による一般競争入札（事前審査型）公告共通事項（特定政令適用）による。

イ 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

詳細は、入札説明書による。

9 問い合わせ先

本公告に関する問い合わせは、次のいずれかの場所にすること。

(1) 広島県西部総務事務所呉支所経理課

〒737-0811 呉市西中央一丁目3番25号

電話 (0823)22-5400

(2) 広島県西部建設事務所呉支所工務第一課

〒737-0811 呉市西中央一丁目3番25号

電話 (0823)22-5400

(3) 広島県土木局土木整備部土木整備管理課

〒737-0851 広島市中区基町 10 番 52 号

電話 (082)513-3885

(4) 広島県土木局土木整備部道路企画課

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電話 (082)513-3891

10 Summary

(1) Subject matter of the contract : Construction work of The Second Ondo Bridge(tentative name)

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:30 p.m., 5 June, 2009

(3) Time-limit for the submission of tenders : 9:30 a.m., 9 July, 2009 (tenders submitted by mail : 4:30 p.m., 8 July, 2009)

(4) Contact point for tender documentation : Western Office of General Affairs Kure Branch, Hiroshima Prefectural Government

1-3-25 Nishichuo , Kure City 737-0811 Japan

TEL 0823-22-5400